

令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務委託の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について、以下のとおり定める。

1 事業の目的

障がい者就労事業所（以下「事業所」という。）製品の販売会を開催するとともに、障がい者への理解を深めるイベント等を行うことにより、事業所の売上増による障がい者の工賃向上と障がい者への理解の促進を図る。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名 令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務
- (2) 業務の内容 別添「令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年1月31日
- (4) 提案上限額 4,048,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 委託契約の方法
- ア 契約方法 隨意契約
 - イ 契約の相手方の選考
 - 公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者選定し、随意契約の相手方とする手続き（以下「プロポーザル」という。）による。
 - ウ 契約の根拠 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

- 応募できる事業者は、以下のすべての要件を満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
 - イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
 - エ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - オ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ク 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4 第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること。
- (ア) 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
- ア 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で定めた要件に適合しないとき。
- エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 事業者概要書（様式第2号） 1部
- ウ 企画提案書（様式第3号） 5部

企画提案書については、下記に基づき作成すること。

- (ア) 提案は全て企画提案書に記載すること。
- (イ) 原則A4判の大きさで、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各頁下部に表紙、目次を除き通し番号とし印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。
- (ウ) 提案書に記載すべき事項については、表紙に記載した場合でも、改めて提案書に記載すること。

(エ) 図表等を使用する場合にあって説明上やむを得ない場合、A3判の大きさの用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4判の大きさの冊子・綴りにすること。

(オ) 原則として、様式第3号に示す順序で記載すること。順序を変更する場合には、対応する企画概要を明記すること。

(カ) 企画内容は、出来る限り具体的に記述し、記載内容から事業内容をイメージできるようにすること。

エ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（直近3箇月以内のもの。コピー可。）1部

オ 企画提案書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人の財務状況を明らかにできる書類（コピー可。）1部

カ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないことを証明する書類（非課税のものを除く。）1部

(ア) 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。コピー可。）

(イ) 消費税 消費税納税証明書（税務署が発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。コピー可。）

キ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）1部

ク 社会保険・労働保険加入状況一覧表又は社会保険・労働保険の加入状況が確認できる書類の写し（加入する義務のない者を除く。）1部

ケ 定款又は寄付行為 1部

コ 過去5年以内において、地方公共団体から受託した本業務と同種の業務又は類似の業務の実績（任意様式）1部

サ 代表者の印鑑証明（法務局発行のもの。）1部

※ただし、カ、キ及びクについては、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出する必要はない。

（2）提出期限

令和6年2月27日（火）午後5時15分

（3）提出先

「9 担当部局」に同じ

（4）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までに提出先に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

（5）その他

ア 提案は1事業者につき、1案とする。

イ 応募書類の提出後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

5 質問に関する事項

(1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「質問書（様式第5号）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務委託への問合せ」として、「9 担当部局」あてに送付すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問書の受付期間

令和6年2月22日（木）午後5時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答する。ただし、応募者の独自企画に関わることについては、当該質問をした応募者のみに回答する。

6 最優秀提案者の決定について

(1) 令和6年度山形県障がい者就労事業所製品販売促進事業業務受託者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、別紙評価基準に基づき評価を行う。

(2) 評価委員会において評価委員の各評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定し、次点の者を次点者として選定する。

(3) 提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

(4) 応募者が1者のみの場合でも、評価委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

(6) 評価の結果は、各参加者に対し書面で通知する。

7 委託契約について

(1) 最優秀提案者と契約に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、評価委員会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続を行うことがある。

(3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。

(4) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。

8 その他

(1) 企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は本件に係る企画提案の評価の目的のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9 担当部局」に報告すること。

9 担当部局

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁2階）

電話：023-630-3303（直通）

FAX：023-630-2111

電子メール：yshogai#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えて送信してください。